

ニツ井出張所ニュース

第121号 令和7年4月22日発行
能代河川国道事務所 ニツ井出張所
秋田県能代市ニツ井町荷上場字中島26
☎(0185)73-5432

http://www.thrmlt.go.jp/noshiro/kasen/futatui_news/f_futatui.htm



※当出張所では、米代川河口から能代市ニツ井町までの米代川本川36.5km・支川藤琴川1.4kmを管理しています。

融雪を伴う出水対応について



記録的な積雪となった昨年度の雪が残る先月下旬、春の陽気が近づくなか27日(木)から翌日にかけて降り続いた雨と融雪により、米代川の水位が上昇したため、宅地や田畑等の浸水被害に備えて出水対応を行いました。

当出張所管内の樋管や水門14施設では、地域住民に委嘱している26名の水門等水位観測員に出動してもらい、水位の観測と記録を行い、内4施設についてはゲートの開閉操作を行い、被害の防止に努めました。

樋管や水門とは？

樋管や水門は、米代川に流れ込む水路との接合部に設置して、洪水等で米代川の水位が上昇した際にゲートを閉めること(閉門)で、水路側への逆流(外水被害)を防ぐための施設です。



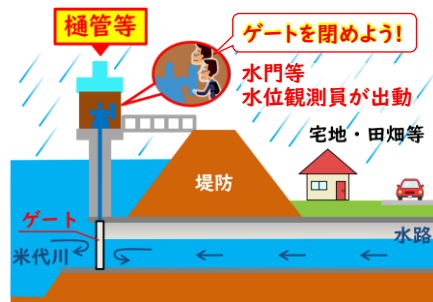
平常時

樋管や水門のしくみ

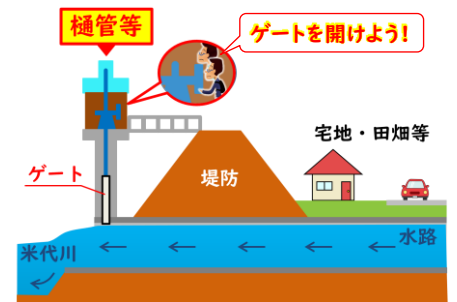


米代川の水位が低いときは、ゲートを開けて水路の水(雨水等)を米代川に流しています。

洪水時



大雨等で米代川の水位が高くなると、水路を通して宅地側へ逆流しないようにするため、ゲートを閉めます。



米代川の水位が低くなり、逆流の恐れがなくなったら、ゲートを開けて宅地側に貯まった水を米代川に流します。

火気の取り扱いにご注意ください

全国各地で火災が発生しております。河川敷は風の通りが良いため火災が発生した場合は大きな被害に繋がりがねません。また、営農のためのやむを得ない焼却の場合であっても、焼却が終了するまでは必ずそばを離れないようにしてください。火気の取り扱いには細心の注意を払い、火災の予防に努めましょう。

当出張所管内で発生した火災の様子



令和6年8月撮影